

三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果
(案)

令和4年1月

三 重 県

目 次

1	三重県産業廃棄物税制度の概要	1
	(1) 条例の制定	
	(2) 制度創設の背景	
	(3) 制度の検証	
2	これまでの産業廃棄物税制度の施行状況と成果	2
	(1) 税収等の推移	
	(2) 用途の状況	
	(3) 発生抑制及び再生の推進	
	(4) 適正処理の推進	
3	資源循環に関する社会情勢の変化	10
4	事業者からのアンケート結果	11
5	課税方法の検討	13
6	税制度の課題	15
	(1) 再生の推進	
	(2) 減量の推進	
	(3) 再生可能エネルギーの回収	
	(4) 用途	
7	税制度の見直しの方向性	16
	(1) 再生の推進	
	(2) 減量の推進	
	(3) 再生可能エネルギーの回収	
	(4) 用途	
	参考資料	20
	1 産業廃棄物税制度の検証に係るアンケート（集計結果）	
	2 減量化率と処理係数の比較	
	3 産業廃棄物税の概要	
	4 産業廃棄物税条例	
	5 産業廃棄物税条例施行規則	

1 三重県産業廃棄物税制度の概要

(1) 条例の制定

循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物を資源として有効活用し最終処分量を削減する誘因として機能するような仕組みとして、平成13年6月に三重県産業廃棄物税条例（平成13年三重県条例第51号、以下「税条例」という。）を制定し、平成14年4月1日に施行しました。（制度概要は参考資料1のとおり。）

(2) 制度創設の背景

税制度の創設当時（平成12年頃）、県においては、県内企業の産業廃棄物の発生抑制や再生等への取組の促進や、産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保が喫緊の課題となっていました。こうした状況を解決していくために、従来の施策の枠を越えた新たな産業廃棄物対策を実施できるよう、新たな財源の確保を目的として法定外目的税である産業廃棄物税を創設したものです。

(3) 制度の検証

税条例附則第3項において、施行後5年を目途に、必要に応じ条例の規定について検討を加え必要な措置を講ずるものと規定されています。

この規定に基づき、施行後5年目の平成18年度に税条例附則第3項に係る税制度の検証を行い、その後、平成23年度、平成28年度にも税制度の検証を行ってきました。これまでの検証では、産業廃棄物税による最終処分量の削減の誘因効果を持続させ、産業廃棄物税を活用した使途の実施による産業廃棄物施策の一層の推進を図る必要があることから税制度を継続することとし、現在に至っています。

令和3年度は、これまでの成果や課題、社会情勢の変化や技術の進展等を踏まえ、4回目の検証を行うものです。

なお、検証にあたっては、総務部と環境生活部廃棄物対策局の担当者が構成するワーキンググループにおいて、令和3年1月から議論を重ねてきました。

2 これまでの産業廃棄物制度の施行状況と成果

(1) 税収等の推移

産業廃棄物税の納税額及び納税者数の推移は表1のとおりです。

税収については、初年度の平成15年度から数年は1億円前後でしたが、平成18年度以降は、廃棄物の不適正処理の是正に伴う埋立量の増加の影響で増え、概ね1億5千万円から3億5千万円の幅の推移となりました。さらに、平成26年度以降は、県内の最終処分場の新增設に伴い県外事業者を中心に申告数が増加し、税収は4～5億円の幅の推移となりました。

また、納税者数については、当初は41者で、その内訳は県内納税者が27者、県外納税者が14者でしたが、その後県外納税者は増加を続け、令和2年度は118者で、その内訳は県内納税者が24者、県外納税者が94者となっています。増減はあるものの、近年、県外の納税者数が県内の納税者数より多くなっています。

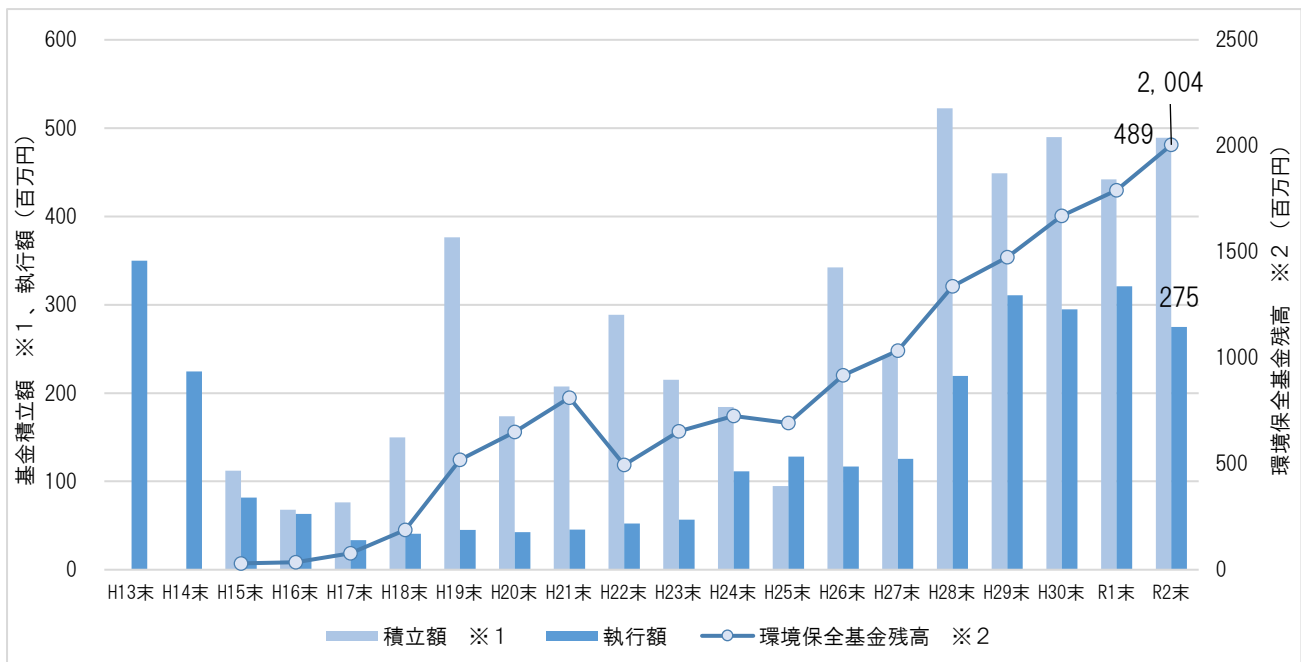
表1 産業廃棄物税の納税額及び納税者数の推移

	納税額	納税者数		
			県内	県外
H15年度	132,534千円	41者	27者	14者
H16年度	95,224千円	33者	20者	13者
H17年度	90,436千円	36者	18者	18者
H18年度	245,982千円	42者	18者	24者
H19年度	354,618千円	51者	20者	31者
H20年度	164,417千円	42者	22者	20者
H21年度	246,509千円	56者	27者	29者
H22年度	182,523千円	43者	21者	22者
H23年度	223,201千円	39者	15者	24者
H24年度	153,701千円	36者	14者	22者
H25年度	160,651千円	45者	11者	34者
H26年度	292,124千円	57者	12者	45者
H27年度	295,901千円	64者	13者	51者
H28年度	531,037千円	91者	23者	68者
H29年度	457,301千円	87者	21者	66者
H30年度	500,925千円	90者	22者	68者
R元年度	446,161千円	99者	19者	80者
R2年度	557,410千円	118者	24者	94者

産業廃棄物税の収支及び残高の推移は、図1のとおりです。産業廃棄物税分の環境保全基金の残高は、令和2年度末で約20億円となります。

なお、税制度を制定した平成13年度は、税収を約4億円と見込み、約3億5千万円を執行しましたが、実際の最初の納税額（平成15年度）は約1億円と見込みよりも相当少ない結果となりました。その後、税収が不安定な状況であったことから、執行額について、平成22年度頃まで3～4千万円を継続してきました。

平成23年度以降は、税収の安定とともに基金が造成されてきたことから、徐々に執行額を増やし、平成28年度以降は、税収が4～5億円程度で安定してきたため、執行額も2～3億円程度としてきたところです。



※1 納税額から、徴税事務費を控除した額

※2 環境保全基金積立額のうち、産業廃棄物税分

図1 産業廃棄物税の収支及び残高の推移

(2) 使途の状況

① 使途の内訳

税条例第19条の規定に基づき、税金を活用し産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る事業を実施しています。これまでの執行額について、使途の内訳は図2のとおりで、発生抑制等（3R）の推進に34%、電子マニフェストの普及など排出事業者の適正処理関係に18%、不法投棄対策に26%、最終処分場の周辺環境整備に22%となっています。

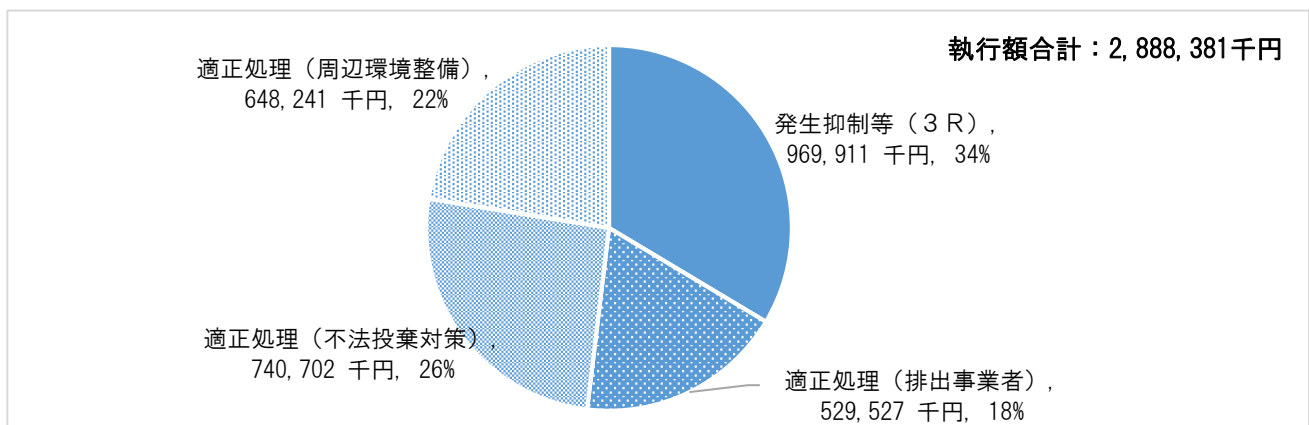


図2 使途の内訳ごとの執行額（平成13年度～令和2年度）

② 過去5年間の使途の推移

使途の内訳ごとの執行額の推移は図3のとおりで、平成28年度と比較して、発生抑制等（3R）の推進、排出事業者の適正処理関係、不法投棄対策の執行額が増加しています。

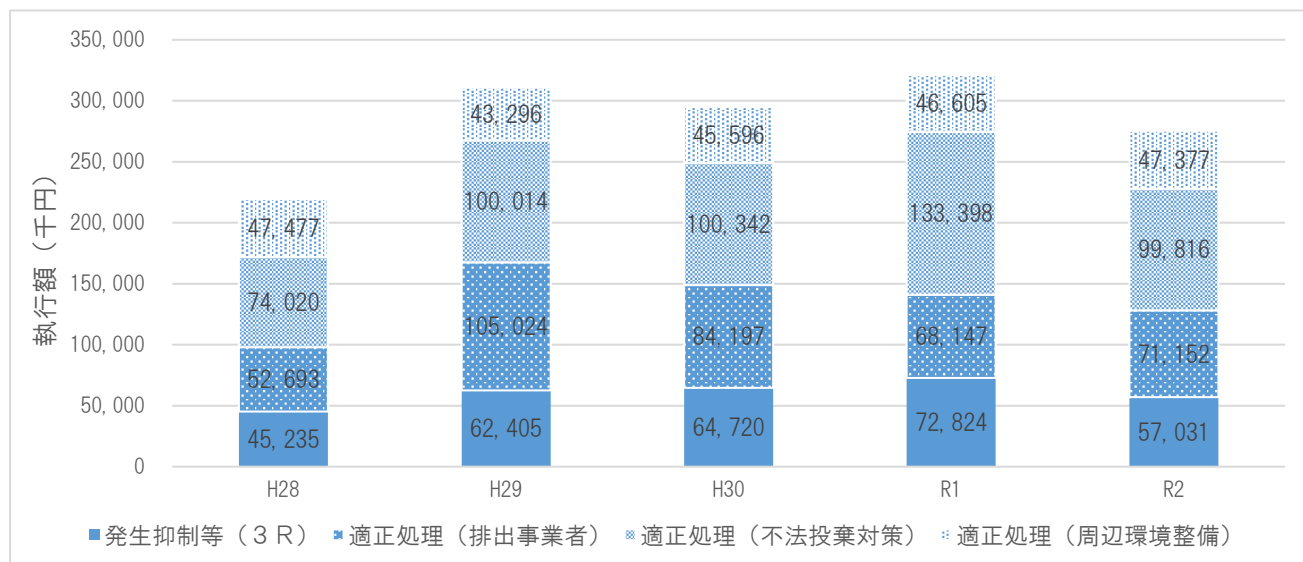


図3 使途の内訳ごとの執行額の推移（平成28年度～令和2年度）

③ 過去5年間の主な使途の状況

ア 産業廃棄物抑制等事業費補助金制度（発生抑制、再生、減量）

産業廃棄物抑制等事業費補助金制度は、県内の産業廃棄物排出事業者等や産業廃棄物処分業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に資する研究開発や設備機器の設置等に係る経費の一部を助成するものです。

これまでの補助実績（平成13年度から令和2年度）は、表2のとおりです。

なお、当該制度は、令和2年度に廃棄物関係2団体（（一社）三重県産業廃棄物協会及び三重県廃棄物対策推進協議会）から意見を聴取し、当該制度を見直したうえで令和3年度から運用しています。見直しにおいて、排出事業者だけでなく産業廃棄物処分業者も対象にするとともに、天然資源の使用抑制や環境負荷低減に資する高度なりサイクルに係る研究開発や設備機器導入を助成の対象としています。

表2 補助実績（平成13年度から令和2年度）

H13～ R2	件数	補助金額（千円）		
		平均	範囲	総額
研究開発	9	7,394	最大 19,637 最小 2,029	66,544
設備機器	32	6,921	最大 20,000 最小 1,415	221,480
合計	41	7,025	—	288,024

イ PCB廃棄物の適正処理（適正処理）

PCB廃棄物の適正処理を推進するため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）において処分期限内に処分されるよう、PCB廃棄物を保管又はPCBを含む電気工作物を使用している可能性のある事業者等を対象に、平成30年度に約24,000事業者について掘り起こし調査を、約57,000事業者について普及啓発を実施しました。現在、994事業者からPCB廃棄物の保管等の届出があり、適正処理について指導等を行っています。

ウ 排出事業者の処理責任の徹底（適正処理）

排出事業者の産業廃棄物の適正処理を推進するため、地域機関に配置した環境技術指導員が排出事業者を訪問し、優良認定処理業者への委託や電子マニフェストの活用について啓発を行うとともに、電子マニフェスト操作研修を開催すること等により、排出事業者責任を徹底するよう指導等を行っています。

これまでの電子マニフェストの活用の促進に取組により、本県の令和2年度の電子マニフェストの活用率は、表3のとおり70.2%（速報値）に達しました。国は令和4年度に電子マニフェストの活用率を70%とする目標を掲げているところですが、本県においては、2年前倒しで達成しました。また、優良認定件数は、表4のとおり全国6位となっています。

表3 排出事業者の電子マニフェスト活用率の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度※
三重県	55.5%	61.1%	65.8%	69.7%	70.2%
全国	47.5%	53.3%	58.0%	63.0%	65.0%

※R2年度の数値は速報値。

表4 優良認定件数の全国比較（令和2年6月末）

1位	神奈川県	452件
2位	愛知県	431件
2位	埼玉県	419件
4位	東京都	401件
5位	千葉県	399件
6位	三重県	371件

※表中の優良認定件数は、産業廃棄物処理事業振興財団の公開情報を引用しており、公開情報の更新時期の都合上、実際とは異なる場合があります。

エ 不法投棄対策（適正処理）

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を図るため、不法投棄の抑止効果・情報収集能力の高い監視カメラ、広範囲・全体像の把握が容易なドローン等の資機材、ICTをはじめとした新しい技術の活用や近隣県市等と連携した県境での路上監視を実施しています。

不適正処理の行為者に対しては、廃棄物の撤去等の改善に速やかに着手させるとともに、事業許可の取消や改善命令の発出など厳正な監視・指導を行っています。平成28年度から令和2年度までの監視・指導状況は表5のとおりです。

表5 監視・指導状況の推移

単位：件

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
延べ監視件数		3,710	3,990	3,788	3,455	3,780
行政指導・処分	指導件数	1,931	2,021	1,718	2,274	2,239
	文書発出数	269	303	152	175	273
	改善命令	0	0	1	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	15	14	11	6	17
	業許可取消	5	3	4	6	4
	施設使用停止命令	9	12	3	5	4
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発		1	0	0	1	0

オ 最終処分場周辺環境整備の状況（適正処理）

産業廃棄物管理型最終処分場の確保のため、埋立面積2.5ha以上の産業廃棄物管理型最終処分場の周辺地域を対象として、緑化や道路整備等の住みよいまちづくりのための基盤整備を行う事業を実施しています。平成28年度から令和2年度までの5年間の事業内容は、表6のとおりです。

表6 過去5年間の各主体による最終処分場周辺環境整備事業

単位：千円

年度	三重県	四日市市	伊賀市	計	事業内容
H28～R2年度	50,000	144,400	35,951	230,351	県：河床掘削、舗装、護岸修繕 四日市市：道路整備、道路改良、配水本管復旧 伊賀市：道路拡幅、舗装、側溝整備、道路改良、道路改修、水路整備、公園整備、待避所設置

本事業は、県が直接実施する事業と、市町（四日市市及び伊賀市）が実施する事業への補助事業があり、四日市市及び伊賀市については、補助基本額の1/2且つ30,000千円を限度額として事業費を補助しています。

なお、県内における主な産業廃棄物管理型最終処分場は、表7のとおりです。

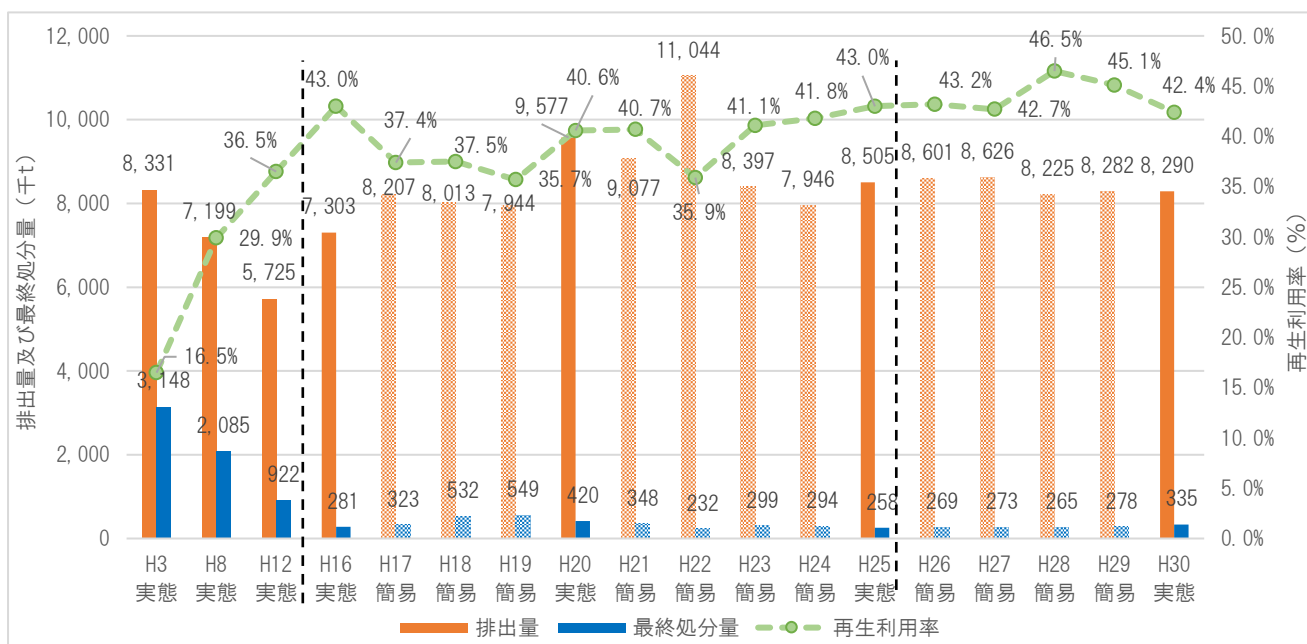
表7 県内の主な産業廃棄物管理型最終処分場一覧

(令和2年12月1日現在)

設置者	設置所在地	埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
三重中央開発(株)	伊賀市予野字鉢屋4606他	6,165,896	1,350,000
(株)ヤマゼン	伊賀市治田字枅ノ木2441-1他	2,429,608	374,309
(一財)三重県環境保全事業団	四日市市小山町西北野3140番地(新小山処分場)	1,672,000	798,000

(3) 発生抑制及び再生の推進

図4に示すとおり、税制度導入後から概ね10年間（平成16年度から平成25年度まで）は、産業廃棄物の排出量に減少はみられないものの、税制度導入前（平成12年度以前）と比べて再生利用率は向上（平成12年度の36.5%が平成30年度は42.4%）し、減量率が向上（平成12年度の47.4%から平成30年度の53.6%）したことから、最終処分量は削減（平成12年度の922千tが平成30年度は335千t）されました。



※実態：産業廃棄物実態調査(H3, H8, H12, H16, H20, H25, H30)、

簡易：簡易的に算出する産業廃棄物処理状況調査(H17, H18, H19, H21, H22, H23, H24, H26, H27, H28, H29)。

※H16より前(H3~H12)については、農業及び鉱業の排出量等を把握できていないため、産業廃棄物実態調査結果から推計(農業・鉱業の排出量等について、平成16年度を基準に他業種と同様に推移したものと仮定し推計)。

図4 産業廃棄物の排出量等の推移

しかし、近年(平成26年度から平成30年度)は、排出量(平均8,405千t)、再生利用率(平均44.0%)、最終処分量(平均284千t)のいずれも横ばいで推移しています。

以上から、税制度導入等により、再生利用の促進、最終処分量の削減について一定の効果を発揮し、直近の5年間は、その効果を維持している状況にあると考えられます。

(4) 適正処理の推進

税制度の創設当時に喫緊の課題となっていた産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保については、平成24年度以降に廃棄物処理センターや民間事業者の施設の新増設と最終処分量の減少により、管理型最終処分場の残余年数は約3年から約12年に延長され、特に直近の5年間は10年以上を維持している状況です。

なお、全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17.4年(平成30年度)とされています(環境白書による)。

表8 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量

	H12年度	H16年度	H20年度	H25年度	H30年度
産業廃棄物管理型最終処分場残余容量(千m ³)	850	1,394	670	1,857	3,347
残余年数(年)	2.5	13	3.1	11	12

一方、県内外における処理状況（表9）について、県内の排出事業者から県外の廃棄物処理業者への委託処理量（b）は平成16年から平成30年で大きな変化がみられないのに対し、県内処理業者への委託処理量（a+c）は229万tから405万tと大幅に増加（76.8%増）しています。

表9 県内外での処理の状況

単位：万トン

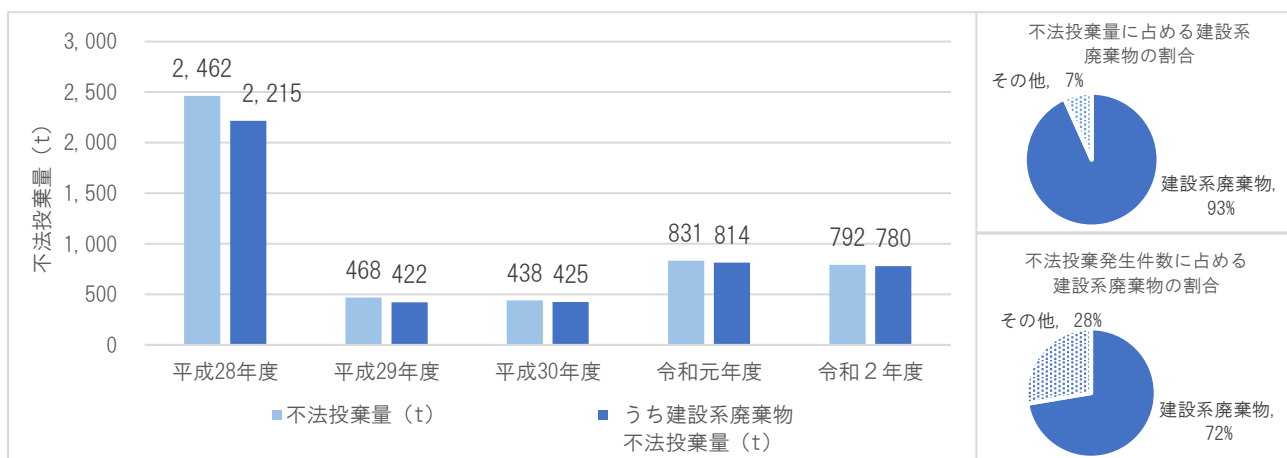
	県内の排出事業者			県外の排出事業者 県内業者への委託処理量 (c)	県内処理量 (a+c)
	県内業者への委託処理量 (a)	県外業者への委託処理量 (b)	合計 (a+b)		
平成16年度	150	61	211	80	229
平成20年度	341	77	418	134	475
平成25年度	271	54	325	166	437
平成30年度	264	65	329	142	405

また、産業廃棄物管理型最終処分場不足等から不法投棄を誘発する状況にありましたが、10トン以上の不法投棄件数は表10のとおりで、本制度導入後の最大27件（平成15年度）から5件以下まで減少（平成21年度から平成26年度）し、平成28年度から令和2年度までの5年間は6件から13件で推移しています。図5のとおり、不法投棄に占める建設系廃棄物の割合は件数で約7割、重量で約9割と高い状況です。

以上から、本制度導入等により、管理型最終処分場の残余容量は確保されていますが、不法投棄は後を絶たない状況です。

表10 10トン以上の不法投棄件数

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	27	20	11	6	14	8	5	4	3	5	3	3	12	6	13	11	9	8



※図中における不法投棄件数及び不法投棄量は、10トン以下も含む。

図5 過去5年間の不法投棄量及び建設系廃棄物の割合

3 資源循環に関する社会情勢の変化

循環型社会の実現に向けて、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月施行）に基づき策定された第四次循環型社会形成基本計画（平成30年6月）では、環境・経済・社会の3側面の統合的な向上を掲げたうえで、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進等が示されました。また、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、プラスチック資源循環促進法も令和4年4月に施行される予定となっており、資源循環に対する社会的要請が高まっています。県においても、このような社会情勢の変化を踏まえ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向け、三重県循環型社会形成推進計画を令和3年3月に策定しました。

廃棄物の適正処理については、平成29年6月に廃棄物処理法が改正され、無許可業者への改善命令や電子マニフェストの一部義務化等が規定されました。県においても、適正処理の更なる推進のため、令和2年3月に三重県産業廃棄物条例を改正し、解体工事に伴う産業廃棄物に係る発注者への書面による説明の義務化や優良認定処理業者への委託時における手続の簡素化等を行いました。

令和2年10月に国は2050年カーボンニュートラル宣言を発表し、それを踏まえ2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月）が策定されました。これは、経済と環境の好循環を作っていく産業政策であり、資源循環関連産業は成長が期待される産業の1つとして位置づけられています。また、カーボンニュートラルの実現のため改正地球温暖化対策推進法が令和3年6月に施行され、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月）では、地域脱炭素のための行程と具体策が示されました。県においても、令和2年12月にミッションゼロ2050みえを宣言し、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざすこととしており、資源循環の分野においても地球温暖化対策に向けた施策の重要性が高まっています。

4 事業者からのアンケート結果

納税者、排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、納税者に対しては直接、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対しては廃棄物関係団体（（一社）三重県産業廃棄物協会及び三重県廃棄物対策推進協議会）を通じ、これまでの成果や課題、方向性について令和3年11月にアンケートを実施しました。

回答数：133 事業者／557 事業者（回答率：24%）

① アンケート結果

表 11 アンケート結果の概要（税制度の課題に関するもの）

	肯定的回答	否定的回答
プラスチック対策や食品ロスの削減等社会的課題や資源循環に係る地球温暖化対策に産業廃棄物税を充当することについて	99%	1%
課税免除の対象となっている再生施設について、申請が不要な施設の対象を拡大することについて	82%	18%
減量化が認められる処理施設について、新たな施設区分と処理係数を追加することについて	73%	27%
バイオマスから再生可能エネルギーを回収する施設を再生施設と同等に課税免除の対象とすることについて	93%	7%

この他、用途について、発生源が不明な海洋プラスチックごみ対策に肯定的な回答は93%、SDGsに関する取組の促進に肯定的な回答は90%、一定の条件下（行為者が不明、行為者に履行する能力がない、地域からの要望（公益性があるもののみ）がある）における不法投棄された産業廃棄物の撤去に肯定的な回答は83%でした。

また、課税方法については、現行制度を継続する方向についてご意見を伺ったところ、結果は次のとおりでした。

- ・意見なし：103 件
- ・現状維持でよい：11 件
- ・処理業者特別徴収方式への変更：8 件
- ・税の減額、軽減に関する要望：6 件
- ・電子メールやインターネットでの申告：2 件
- ・その他：3 件

② その他主な意見

(制度全体)

- ・課税方法も定着してきており、継続にあたり大きな課題はないと思う。
- ・目的税であるため、その用途を明確にし、運用については慎重であるべき。

(事業者支援)

- ・施設整備への助成として、補助金の限度額を引き上げてもらいたい。
- ・発生抑制に向けた設備導入や事業者や有識者による再生利用の研究開発への支援をお願いする。
- ・再生利用できる業者を増やす仕組みを構築されたい。

(不法投棄対策)

- ・税率を上げると不法投棄が増える可能性がある。また、産業廃棄物税を不法投棄が出来ない仕組みづくりや不法投棄の撤去に活用してもらいたい。
- ・地球温暖化対策やSDGsの資源循環に関わる目標以外の対策に拡大することよりも、足元の不法投棄された廃棄物の撤去に産業廃棄物税を活用してはいかがか。
- ・不法投棄対策として産業廃棄物税が活用されることに異論はないが、「一定の条件下」を厳格に運用し行為者のやり得にならないような運用を望む。

(情報発信)

- ・ホームページなどで具体的な使途や活用実績を明示するなど、産業廃棄物税の周知を図ってもらいたい。

5 課税方法の検討

課税方法（課税標準、税率、免税点、徴収方法）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から 20 年が経過し制度が定着しており、安定した税財源の確保が図られていることから、現行制度を継続します。

なお、納税者等へのアンケート結果において、一部制度の変更要望はあるものの、現行制度の継続について否定的な意見はなく、一定の理解を得ているものと考えています。

① 課税標準

課税標準は、最終処分場への搬入にあつては当該産業廃棄物の重量、中間処理施設への搬入にあつては税条例で定める施設の区分ごとに当該産業廃棄物の重量に税条例で定める処理係数を乗じて得た重量としています。

産業廃棄物の量を客観的に計測できるものは重量と容量がありますが、重量による取引が一般的であり、産業廃棄物に係る税を導入している全ての自治体においても重量を採用しています。引き続き課税標準を重量とすることが妥当であると考えられます。

② 税率

1 トンあたり 1,000 円の税率については、税制度創設以来、三重県の税率が全国における標準となっています。

現在の 1,000 円より税率を引き上げれば、排出抑制などの効果は高まると考えられますが、排出事業者である企業の負担は重くなります。一方、税率を引き下げれば、排出事業者の負担は軽減されますが、排出抑制効果や用途事業のための財源は減少します。

今後は、産業廃棄物税を最終処分量の削減に加え更なる資源循環の促進や廃棄物処理に伴う環境負荷の低減に向けた取組を促進するために活用していくこととしており、現行の 1 トンにつき 1,000 円が妥当であると考えられます。

③ 免税点

免税点については、「公平・中立・簡素」の税の 3 原則を念頭に、産業界等関係団体との議論も踏まえ、徴税コストや地場産業と中小企業への影響を勘案し、1,000 トンとしています。

免税点を引き上げると、現行の免税点付近で排出している排出事業者の排出抑制努力が緩められ、産業廃棄物の排出量の増加が懸念されます。一方、免税点を引き下げると、新たに中小企業への課税が増加するため、中小企業振興に影響が出ることが予想されます。

このことから、免税点を現行のまま 1,000 トンとすることが妥当であると考えられます。

④ 徴収方法

課税方式には申告納付方式と特別徴収方式がありますが、三重県では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとい

う排出事業者責任の原則や、産業界等からの意見を踏まえ、排出事業者に直接負担いただく申告納付方式を採用しています。

申告納付方式には発生抑制などのインセンティブを直接かけやすいというメリットがあり、排出事業者に対しての意識付けになります。また、免税点を設けられることから、中小企業振興や地場産業振興にもつながります。

仮に課税方式の変更を行った場合、現行方式のデメリットである排出事業者の納税事務に係る負担はなくなり、税の徴収費用も軽くなる一方、免税点がなくなることから全ての排出事業者が課税対象となり、中小企業振興に影響が出るのが予想されます。また、課税方式の変更はコストもかかり、納税者等に対し混乱を生じさせることになりかねません。

以上のことから、現行の申告納付方式を継続することが妥当であると考えられます。

6 税制度の課題

循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量について一層の推進を図る必要があります。また、資源循環を量的な側面から捉え発生抑制等の取組を進めてきましたが、社会要請や技術の進展を踏まえ、資源循環を質の面からも捉えた高度なりサイクルや地球温暖化対策等の社会的課題に対応していく必要があります。

(1) 再生の推進

課税免除の対象となっている再生施設は、処理業者からの申請に基づき認定する施設と、申請が不要ながれき類の破碎施設があります。再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況を踏まえ、処理業者が個別に申請することなく再生施設として認められる施設について、対象施設を拡大する必要があります（税条例第8条）。

(2) 減量の推進

産業廃棄物を減量化する中間処理施設について、これまで3区分のみに処理係数が定められていますが、技術が確立し減量化が認められる中間処理施設の処理係数は見直す必要があります（税条例第7条）。

(3) 再生可能エネルギーの回収

資源を有効に活用し地球温暖化対策にも資することから、廃食品等廃棄されるバイオマス資源からメタンガスを回収する施設（再生可能エネルギー回収施設）は、再生施設（原材料としての利用）として扱われていないものの、普及を促進する必要があります（税条例第8条）。

(4) 使途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に引き続き取り組む必要があります。

また、資源循環に係る社会情勢の変化や技術の進展に対応するため、新たにプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable（再生可能資源への代替）等の事業の充実を図る必要があります。

さらに、地球温暖化対策に資する取組にも使途の範囲を拡大し、さらなる資源循環を促進する必要があります。

7 税制度の見直しの方向性

発生抑制、再生、減量その他適正な処理を一層推進するため、課税免除の対象となる再生施設を追加するとともに、減量化が見込まれる中間処理施設の処理係数を見直します。また、廃食品等、廃棄されるバイオマス資源からのエネルギー回収を推進するとともに、資源循環の質の向上や地球温暖化対策等の社会的課題の解決に向けた使途の充実及び拡大を図るため、条例の必要な改正を行います。

(1) 再生の推進

再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況を踏まえ、申請が不要な再生施設について、法令によるリサイクルの義務化や再生品の利活用の促進等が求められているものを表 12 のとおり追加します（税条例第 8 条）。

表 12 申請が不要な再生施設

施設の区分	
一	がれき類の破砕施設
二	木くずの破砕施設（追加）
三	発酵施設（メタン発酵施設を除く）（追加）

① 木くずの破砕施設について

木くずの破砕施設は、廃棄物系バイオマスである木くずを破砕し、パルプ原料、バイオマス発電燃料、堆肥原料等に再生する施設で、県内に 30 施設が設置されています。廃棄物系バイオマスの利活用は、カーボンニュートラルに向け国が推進しており、近年急速に利活用が進んでおり、また、建設工事に伴い廃棄される木くずは建設リサイクル法によりリサイクルが義務付けられており、新たに申請が不要な再生施設の対象とすることが妥当であると考えられます。

② 発酵施設（メタン発酵施設を除く）について

発酵施設は、動植物性残さ等の有機性廃棄物を発酵させ、堆肥や飼料に再生する施設で、県内に 18 施設が設置されています。バイオマス活用推進基本法により、廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の構築だけでなく、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、国が推進しています。近年急速に利活用が進んでいることから、新たに税条例施行規則で再生施設の対象とすることが妥当であると考えられます。

なお、発酵施設のうちメタン発酵施設については、再生可能エネルギー回収施設の対象とすることとしています。

(2) 減量の推進

減量化が一層進むよう、処理実績があり、減量化が認められる処理施設について、表 13 のとおり新たな施設区分と処理係数を追加します（税条例第 7 条）。

なお、処理係数を定めた施設（表 13 中の一から三）について、前回の検証以後の各処理方法の処理実績を確認したところ、各処理方法の減量化率は現状の処理係数に概ね一致しています。このため、現状の処理係数を見直す必要性はないと考えられます。

表 13 中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一 焼却施設または脱水施設	0.10
二 乾燥施設または中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 発酵施設または炭化施設（追加）	0.60（追加）
五 前四項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

産業廃棄物の基本的な中間処理の方法（焼却（溶融、焼成）、脱水、乾燥、中和、油水分離、圧縮、圧縮固化、加熱固化、せん断、破碎、選別、分離、混合、混練、精製、滅菌、分級、炭化、発酵、加熱）のうち、処理係数が設定されていない処理方法について検討した結果、炭化（熱分解）、発酵、及び加熱の 3 つの方法については表 14 のとおり減量化が確認されました。

表 14 減量化率（処理後量／年間処理量）

	H27～R2		備考
	範囲	平均	
炭化 （熱分解）	0.39 ～ 0.56	0.48	滋賀県では処理係数 0.6 が設定されている。
発酵	0.55 ～ 0.67	0.59	滋賀県では処理係数 0.6 が設定されている。
加熱	0.24 ～ 0.51	0.41	県内の加熱の処理実績は乏しい。 （油化施設 1 施設）

※産業廃棄物処理実績報告書から算出

これらの処理方法について、新たな処理係数を設定するか以下の検証を行いました。

① 炭化（熱分解）

炭化施設は、産業廃棄物に含まれる可燃分のうち有機物を無（低）酸素下で熱分解さ

せ、炭素分（固定炭素）を多く含む炭化物を得る処理施設で、炭化物は燃料や土壌改良材等の資材として再生利用されます。

県内で処理実績があり、当該処理により減量が見込まれます。また、本県と同様の税制度を導入した滋賀県でも処理係数 0.6 が設定されていることを参考に、処理係数 0.6 を設定することとします。

② 発酵

発酵施設は、有機性廃棄物を、加温・水分調整等をしながら攪拌し、微生物の生物反応を促進させることにより有機物を発酵させる施設で、発酵後は堆肥や飼料として再生利用されます。

三重県では18施設が設置され処理実績があり、当該施設により減量化が見込まれます。また、本県と同様の税制度を導入した滋賀県で処理係数 0.6 が設定されていることを参考に、本県における実績を踏まえ、処理係数 0.6 を設定します。

③ 加熱

加熱施設は、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等の原料に対し、熱を加え、固体と液体に分離し、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設です。

県内で処理実績も乏しく、見直しの方向性とも合致しないことから、処理係数は引き続き 1.0 とすることが妥当であると考えられます。

（3）再生可能エネルギーの回収

地球温暖化対策にも資する資源の有効な活用を推進するため、バイオマス資源から再生可能エネルギーを回収する施設を、再生施設と同等に課税免除の対象施設とします（税条例第 8 条）。

再生可能エネルギーを回収する施設として、動植物性残さ等の廃棄物系バイオマスを微生物の生物反応を促進させることにより発酵させ、発電等に利用するメタンガスを回収するメタン発酵施設が実用化されているため、表 15 のとおり追加します。

表 15 再生可能エネルギー回収施設

施設の区分	回収能力
一 <u>メタン発酵施設（追加）</u>	<u>107Nm³/トン（追加）</u>

再生可能資源の適正処理を促進することにより、環境負荷の低減による地球温暖化対策にしっかりと貢献する必要があることから、能力要件を設けることとします。

能力要件は、国の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」及び「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を参考にしつつ、全国や県内の事例を踏まえ、ごみ（ト

ン)あたりのメタンガス発生率が 107Nm^3 (発電効率 10%相当)以上の回収能力を有するものとしします。

(4) 使途

持続可能な循環型社会の構築に向け、さらなる資源の有効活用を推進するため、引き続き、発生抑制、再生、減量その他適正な処理に取り組みます。

また、資源循環に係る社会情勢の変化や技術の進展に対応するため、新たにプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable(再生可能資源への代替)等の使途の事業の充実を図ります。

さらに、地球温暖化対策に資する取組にも使途の範囲を拡大し、さらなる資源循環を促進していきます。

參考資料

参考資料 1

産業廃棄物税制度の検証に係るアンケート（集計結果）

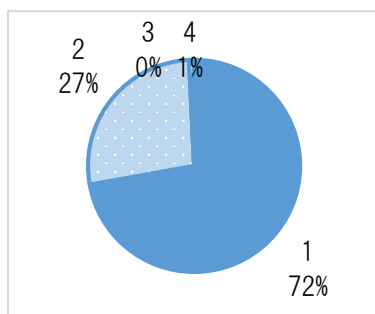
産業廃棄物税制度の検証にあたり、検証の方向性等について納税者、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の皆様からご意見を伺うため調査しました。その結果は、以下のとおりです。

対象	納税者（127 事業者）、排出事業者（75 事業者）、 産業廃棄物処理業者（355 事業者）	合計 557 事業者
回答数（回答率）	133 事業者（24%）	
調査時期	令和 3 年 11 月	
質問項目	(1) 産業廃棄物税の使途について（問 1～問 9） (2) 産業廃棄物税制度について（問 10～問 15） (3) 自由意見	

概要

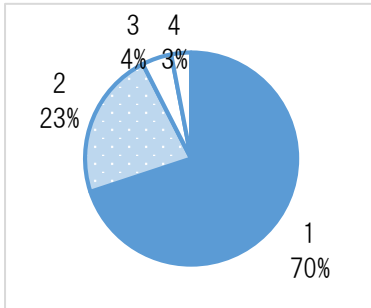
(1) 産業廃棄物税の使途について

問 1 これまで三重県は産業廃棄物税を活用し、3Rや不法投棄対策に取り組んできました。今後、さらなる資源の有効活用を推進するため、事業者のプラスチック対策や食品ロス対策等の社会的課題に対する取組や、資源循環に係る地球温暖化対策を進めることについてどう思いますか。次のなかから当てはまるものを1つ選んでください。



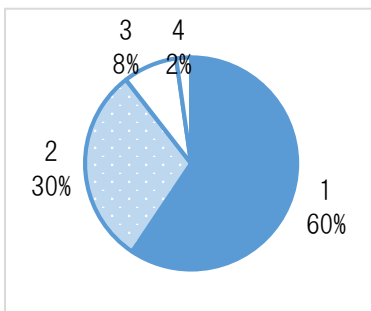
- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 積極的に進めるべきだと思う | 72% |
| 2 | まあ進めるべきだと思う | 27% |
| 3 | あまり進めるべきだと思わない | 0% |
| 4 | 進めるべきだとは思わない | 1% |

問2 発生源が不明な海洋プラスチックごみに対し、産業廃棄物税を活用し、その対策を推進することについてどう思いますか。次のなかから当てはまるものを1つ選んでください。



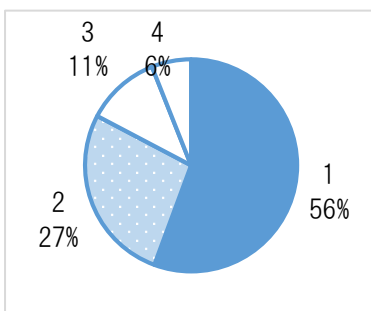
- 1 積極的に進めるべきだと思う 70%
- 2 まあ進めるべきだと思う 23%
- 3 あまり進めるべきだと思わない 4%
- 4 進めるべきだとは思わない 3%

問3 産業廃棄物税を活用し、資源循環に直接関わる目標以外の達成に向け、資源循環に携わる事業者に対しSDGsに関する取組を促進することについてどう思いますか。次のなかから当てはまるものを1つ選んでください。



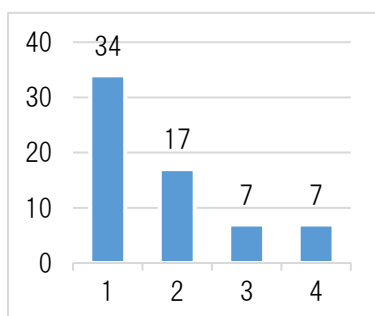
- 1 積極的に進めるべきだと思う 60%
- 2 まあ進めるべきだと思う 30%
- 3 あまり進めるべきだと思わない 8%
- 4 進めるべきだとは思わない 2%

問4 一定の条件下（行為者不明である、行為者に履行する能力がない、地域からの要望（公益性があるもののみ）がある）において、産業廃棄物税を活用して不法投棄された産業廃棄物を撤去することについてどう思いますか。次のなかから当てはまるものを1つ選んでください。



- 1 積極的に進めるべきだと思う 56%
- 2 まあ進めるべきだと思う 27%
- 3 あまり進めるべきだと思わない 11%
- 4 進めるべきだとは思わない 6%

問5 県では、産業廃棄物の発生抑制や再生利用、減量化を進めるため、産業廃棄物抑制等事業補助金制度を運用しています。令和3年度から新たに産業廃棄物処理業者を対象にし、プラスチックの減量化や資源の有効利用を図るためのリサイクルを促進するなど、制度を見直して運用しています。当該制度について、現在活用を検討している又は今後検討したい補助メニューについて、当てはまるものをすべて選んでください。

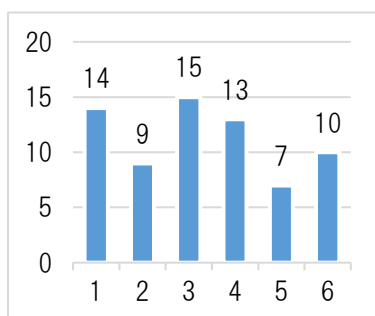


- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 産業廃棄物の発生抑制や再生利用、減量化を進めるための研究開発や設備導入 | 34件 |
| 2 | 産業廃棄物を使った商品開発 | 17件 |
| 3 | 産業廃棄物の抑制等を伴う水質保全に資する設備導入 | 7件 |
| 4 | 産業廃棄物の高度なりサイクルを行うための研究開発、設備機器の導入 <small>※サーマルリサイクルは対象外</small> | 7件 |

問6 問5でお答えいただいた補助メニューを活用して、具体的にどのような事業を検討されていますか。ご自由にお書きください。

非公開を前提にご回答いただきました。

問7 産業廃棄物抑制等事業補助金制度について、さらに見直しを行い制度の拡充を検討しています。右記補助メニューのうち、現在活用を検討している又は今後検討したい補助メニューについて、当てはまるものすべてを選んでください。



- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | 産業廃棄物の処理施設に対する理解を促進することを目的とした施設（環境学習施設等）や周辺環境の整備 | 14件 |
| 2 | 廃棄物の処理に伴う大気汚染や水質汚濁等の環境負荷低減に資する研究開発や設備導入（各種法律の基準値よりも厳しい自主規制値を設定しクリアすることが条件） | 9件 |
| 3 | 産業廃棄物処理に伴うエネルギーの有効利用を行うための設備導入 | 15件 |
| 4 | 産業廃棄物処理施設の省エネ化を行う設備導入 | 13件 |
| 5 | 発生抑制等及び環境負荷低減に向けたICTシステムの導入 | 7件 |
| 6 | 再生利用に関する事業化のための実現可能性調査 | 10件 |

問8 問7でお答えいただいた補助メニューを活用して、具体的にどのような事業を検討されていますか。ご自由にお書きください。

非公開を前提にご回答いただきました。

問9 産業廃棄物税の用途について、ご意見等がございましたらご自由にお書きください。

(事業者支援)

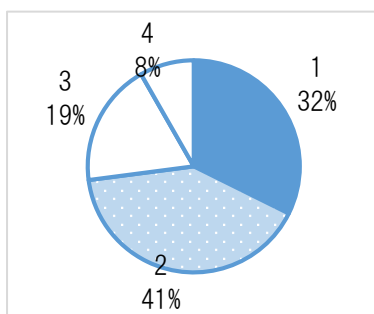
- ・施設整備への助成として、補助金の限度額を引き上げてもらいたい。
- ・発生抑制に向けた設備導入や事業者や有識者による再生利用の研究開発への支援をお願いする。
- ・再生利用できる業者を増やす仕組みを構築されたい。

(不法投棄対策)

- ・税率を上げると不法投棄が増える可能性がある。また、産業廃棄物税を不法投棄が出来ない仕組みづくりや不法投棄の撤去に活用してもらいたい。
- ・地球温暖化対策やSDGsの資源循環に関わる目標以外の対策に拡大することよりも、足元の不法投棄された廃棄物の撤去に産業廃棄物税を活用してはいかがか。
- ・不法投棄対策として産業廃棄物税が活用されることに異論はないが、「一定の条件下」を厳格に運用し行為者のやり得にならないような運用を望む。

(2) 産業廃棄物税制度について

問10 中間処理施設については、減量化を考慮した3区分の処理係数が定めています。今後は、減量化が一層進むよう、処理の状況を踏まえ、既存の処理係数の検証も含め減量化が認められる処理施設について、新たな施設区分と処理係数の追加を検討しています。このことについて、次の中から当てはまるものを1つ選んでください。

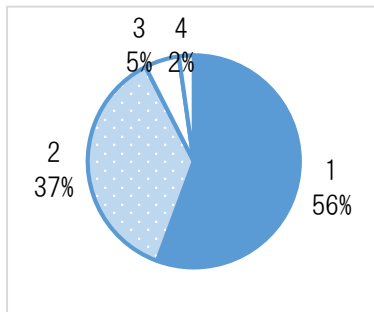


- 1 新たな施設区分と処理係数の追加が必要
だと思う 32%
- 2 新たな施設区分と処理係数の追加がまあ必要
だと思う 41%
- 3 新たな施設区分と処理係数の追加があまり必要
だと思わない 19%
- 4 新たな施設区分と処理係数の追加が必要だとは思
わない 8%

問 11 処理係数について、処理によって産業廃棄物の減量化が見込めると考えられる中間処理施設があれば、その理由とともに記載をお願いします。

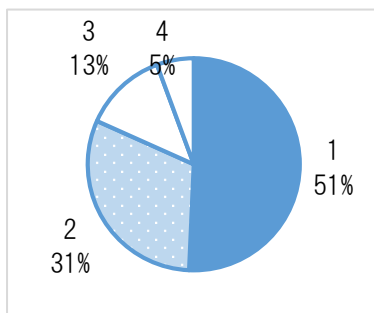
- ・選別施設：4件
- ・油水分離施設：1件
- ・乾燥施設：1件

問 12 バイオマスから再生可能エネルギーを回収する施設（例えばメタン発酵によるバイオガス発電施設）は、資源を有効に活用し地球温暖化対策にも資することから、普及を促進するため、再生施設と同等に課税免除の対象となるよう検討しています。このことについて、次の中から当てはまるものを1つ選んでください。



- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 課税免除の対象とすべきだと思う | 56% |
| 2 | 課税免除の対象とすべきだとまあ思う | 37% |
| 3 | 課税免除の対象とすべきだとあまり思わない | 5% |
| 4 | 課税免除の対象とすべきだと思わない | 2% |

問 13 課税免除となっている再生施設は、処理業者からの申請に基づき認定する施設と、申請が不要ながれき類の破碎施設があります。今後は、再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況を踏まえ、申請が不要な施設について、対象施設の拡大を検討しています。このことについて、次の中から当てはまるものを1つ選んでください。



- | | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 申請不要の再生施設の対象拡大は必要だと思う | 51% |
| 2 | 申請不要の再生施設の対象拡大はまあ必要だと思う | 31% |
| 3 | 申請不要の再生施設の対象拡大は必要だとあまり思わない | 13% |
| 4 | 申請不要の再生施設の対象拡大は必要だと思わない | 5% |

問 14 再生施設について、中間処理後の再生が確実であると考えられる中間処理施設があれば、理由とともに記載をお願いします。

- ・廃油再生施設、エマルジョン燃料化施設
- ・減容固化施設、固形燃料化施設

問15 産業廃棄物税の課税方法（課税対象、税率、免税点、徴収方法等）については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着していることから、現在の課税方法を継続する方向で検証を進めておりますが、ご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

- ・意見なし：103件
- ・現状維持でよい：11件
- ・処理業者特別徴収方式への変更：8件
- ・税の減額、軽減に関する要望：6件
- ・電子メールやインターネットでの申告：2件
- ・その他：3件

（3）自由意見

その他、産業廃棄物税制度全体の検証についてご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。検証を進めるにあたり、参考にさせていただきます。

（制度全体）

- ・課税方法も定着してきており、継続にあたり大きな課題はないと思う。
- ・目的税であるため、その用途を明確にし、運用については慎重であるべき。

（情報発信）

- ・ホームページなどで具体的な用途や活用実績を明示するなど、産業廃棄物税の周知を図ってもらいたい。

参考資料 2

減量化率と処理係数の比較

制度創設時の減量化率と処理係数の比較

	H10	H11	平均	処理係数
	減量化率	減量化率		
焼 却	0.1571	0.1142	0.1357	0.10
乾 燥	0.3296	0.2944	0.3120	0.30
中 和	0.3184	0.3032	0.3108	0.30
脱 水	0.0551	0.1072	0.0812	0.10
油水分離	-	0.2000	0.2000	0.20
計	-	-	-	-

減量化率（処理後量／年間処理量）と処理係数の比較

	H27～R2		処理係数
	範囲	平均	
焼 却	0.14 ～ 0.16	0.15	0.10
脱 水	0.49 ～ 0.53 [※]	0.50 [※]	0.10
乾 燥	0.38 ～ 0.40	0.39	0.30
中 和	0.38 ～ 0.47	0.43	0.30
油水分離	0.22 ～ 0.22	0.22	0.20

※脱水の値について、1社の処理量が多く影響が大きい。同社を除く減量化率は、範囲：0.03～0.04、平均：0.04となる。

※産業廃棄物処理実績報告書から算出。

平成27年度から令和2年度の減量化率を確認したところ、概ね処理係数と一致しており、処理係数の変更の必要はないものと考えられます。

なお、各処理において、年度間の変動や処理施設間の格差があり、この結果をもって処理係数を改訂することは、制度の安定性の観点から適当ではないと考えられます。

参考資料 3

産業廃棄物税条例の概要

項目	概要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、 第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除 ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設（施行規則第7条） ○中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認定した施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再生率 $A = B \div (B + C)$ B：売り渡した再生品の重量等 C：排出された産業廃棄物の重量</div> ○がれき類を破砕する施設
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、 第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 用途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	平成14年4月1日施行。
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注) 令和3年4月現在、産業廃棄物に係る税条例を施行している自治体は三重県を含めて

28 団体となっており、近隣府県では、愛知県、滋賀県、奈良県、京都府が施行しています。

参考資料 4

三重県産業廃棄物税条例

平成十三年七月三日

三重県条例第五十一号

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の規定による三重県知事（以下「知事」という。）の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 三 中間処理施設 廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する施設のうち、最終処分場を除いた施設をいう。

(賦課徴収)

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 産業廃棄物税は、事業所ごとに、産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者に課する。ただし、次に掲げる搬入については、この限りでない。

- 一 産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら有する中間処理施設において処分するための搬入
- 二 排出事業者がその処分を他人に委託した産業廃棄物のうち中間処理施設で処分された後のもの（前号に規定する搬入に係る産業廃棄物が処分された後のものを除く。）の搬入

(納税管理人)

第五条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六条 前条第二項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていな

いものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

(産業廃棄物税の減免)

第六条の二 知事は、特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める者に対し、産業廃棄物税を減免することができる。

(課税標準)

第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- 一 最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量
- 二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量

施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	〇. 一〇
二 乾燥施設又は中和施設	〇. 三〇
三 油水分離施設	〇. 二〇
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一. 〇〇

備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、当該産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(課税標準の特例)

第八条 中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が前条第一項第二号の規定により算出した重量に満たない場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めるときに限り、当該産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設（以下「再生施設」という。）へ搬入する場合においては、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(税率)

第九条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(免税点)

第十条 四月一日から翌年三月三十一日までの間（以下「課税期間」という。）における中間処理施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計（以下「課税標準量」という。）が千トンに満たない場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第十一条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續)

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに(課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあっては、当該事業所の廃止の日から一月以内に)、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第十三条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第十四条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正若しくは決定をした場合又は法第七百三十三条の十八第七項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額を決定した場合においては、規則で定める通知書により、これを納税義務者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに納付しなければならない。

(帳簿の記載義務等)

第十五条 産業廃棄物税の納税義務者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、第十二条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(徴税吏員の質問検査権)

第十六条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号及び第二号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で産業廃棄物税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。)及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号

に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

- 3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 徴税吏員は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 産業廃棄物税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、法第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。
- 6 第一項又は第四項の規定による徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県税条例の特例)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、三重県県税条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「狩猟税 産業廃棄物税」と、同条例第六条の二第二項中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税 及び産業廃棄物税」と、同条例第七条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)」と、同条例第八条中「10 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」とあるのは「10 第二項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の課税地は、三重県産業廃棄物税条例第四条に規定する産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の所在地とする。11 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」と、同条例第九条及び第十一条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例」とする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物税の使途)

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

附則

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。
- 2 この条例を施行するために必要な規則の制定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成十四年三月二十六日 三重県条例第二十二号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十五年七月一日 三重県条例第三十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。（後略）

附則（平成十六年三月二十三日 三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日 三重県条例第四十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成十七年三月二十八日 三重県条例第十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成二十一年三月三十一日 三重県条例第四十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成二十三年六月三十日 三重県条例第三十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第四条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二・三 （略）

（過料に関する経過措置）

4 この条例（附則第一項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年十二月二十七日 三重県条例第五十五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第二条の規定 平成二十五年一月一日

二 （略）

附則（平成三十年六月二十九日 三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(事業所)

第三条 条例第四条の事業所は、産業廃棄物の排出が行われる工場、事業場、営業所その他これらに準ずる場所（建設工事にあつては、当該建設工事を管理する営業所）とする。

(条例第七条第二項に規定する要件)

第四条 条例第七条第二項に規定する規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(換算して得た重量)

第五条 条例第七条第二項に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃酸	一・二五
五 廃アルカリ	一・一三
六 廃プラスチック類	〇・三五
七 紙くず	〇・三〇
八 木くず	〇・五五
九 繊維くず	〇・一二
十 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

十二 ゴムくず	〇・五二
十三 金属くず	一・一三
十四 廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十五 鉱さい	一・九三
十六 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十七 動物のふん尿	一・〇〇
十八 動物の死体	一・〇〇
十九 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	一・二六
二十 廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
備考	
<p>一 この表の第一号の項から第六号の項までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物と、同表の第七号の項から第十号の項まで、第十二号の項、第十三号の項及び第十五号の項から第十八号の項までに掲げる産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法施行令第二条第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十一号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>二 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。</p>	

（課税標準の特例の申出）

第六条 条例第八条第一項に規定する申出は、課税標準特例申出書（第一号様式）により行うものとする。

2 知事は、前項の課税標準特例申出の審査をするに当たって必要があるときは、申出を行った者に、必要な報告若しくは資料の提出又は調査への協力を求めることができる。

（再生施設）

第七条 条例第八条第二項の規則で定める再生施設は、次の各号に掲げる中間処理施設とする。

一 産業廃棄物の種類及び処分の方法ごとに、別表に掲げる算式により算定して得た数値（以下「再生率」という。）が〇・九以上の中間処理施設（その使用が開始された日から三月を経過したものに限る。）であることを、当該中間処理施設の設置者の申出に基づき知事が認定したもの

二 廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げる産業廃棄物を破碎する中間処理施設

2 前項第一号に規定する申出は、課税期間ごとに再生施設申出書（第二号様式）により行うものとする。

（産業廃棄物の減免）

第八条 条例第六条の二の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする排出事業者は、次に掲げる事項を記載した減免申請書（第三号様式）に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、納期限前七日までに知事に提出しなければならない。

- 一 排出事業者の住所又は所在地
- 二 排出事業者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 課税期間
- 五 税額及び減免申請額
- 六 減免を受けようとする理由
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(帳簿記載義務)

第九条 産業廃棄物税の納税義務者は、産業廃棄物の搬入に係る事業所ごとに、次に掲げる事項を産業廃棄物の搬入の都度帳簿に記載しなければならない。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日、種類及び重量（第四条に規定する要件に該当する場合にあっては、容量）並びに処分の方法
- 二 課税標準となるべき重量
- 三 産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の名称及び所在地
- 四 廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定により産業廃棄物管理票を交付する場合にあっては、当該産業廃棄物管理票に記載する交付番号及び産業廃棄物の数量
- 五 建設工事にあつては、当該建設工事の名称及び場所
- 六 第三号の中間処理施設が、前条第一項に規定する再生施設に該当する場合にあっては、その旨

2 条例第十五条の規定により備え、及び保存しなければならない帳簿には、当該帳簿の備付け及び保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の備付け及び保存（当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）による保存を含む。）がされている場合における当該電磁的記録を含むものとする。この場合における当該電磁的記録の備付け及び保存については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十八条第一項、第七百四十九条、第七百五十条第一項から第四項まで、第七百五十一条、第七百五十三条並びに第七百五十四条の規定（これらの規定に基づく地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の規定を含む。）を準用するものとする。

(申告書等の様式)

第十条 次の各号に掲げる申告書等は、当該各号に掲げる様式によるものとする。

- 一 条例第十二条に規定する申告書及び条例第十三条第二項に規定する修正申告書 第四号様式
- 二 条例第十四条第一項に規定する通知書 第五号様式

2 前項に定めるもののほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る文書の様式について、三重県県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号。以下「県税条例施行規則」という。）に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

(賦課徴収等)

第十一条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、県税条例施行規則第四条第一項中「第八条第十項」とあるのは

「第八条第十一項」と、県税条例施行規則第六条第一項中「条例の」とあるのは「条例又は三重県産業廃棄物税条例（平成十三年三重県条例第五十一号）の」とする。

附則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第七条の規定の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間における同条第一項第一号に規定する申出については、別表中「第七条第一項第一号に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間」とあるのは、「第七条第一項第一号に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間又は当該申出の日前一年間のいずれかの期間」とする。

附則（平成十四年三月二十六日 三重県規則第十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から六月を経過する日までの間における改正後の第八条第二項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百五十条第一項及び第五項の適用については、同条第一項中「の三月前の日」とあるのは「から三月を経過する日」と、同条第五項第一号中「当該地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」とあるのは「その提出の日から三月を経過する日」とする。

附則（平成十五年七月一日 三重県規則第六十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成十七年三月十八日 三重県規則第十二号抄）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成十七年三月二十八日 三重県規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十七年三月三十一日 三重県規則第三十八号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則（以下「旧規則」という。）に基づいて提出されている申告書その他の書類は、改正後の三重県産業廃棄物税条例施行規則に基づいて提出された申告書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成十九年三月六日 三重県規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に（中略）第八条の規定による改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成十九年三月三十日三重県規則第三十九号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。（後略）

（経過措置）

3 この規則の施行前に（中略）第二条の規定による改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成二十一年三月二十七日三重県規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十一年三月三十一日三重県規則第四十二号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十日 三重県規則第十三号）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成二十五年十二月十日三重県規則第八十三号）

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の三重県県税条例施行規則及び三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成二十七年十二月二十五日三重県規則第八十一号）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則（平成二十八年三月三十一日三重県規則第五十二号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成三十年六月十五日三重県規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月三十日三重県規則第四百号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申出書等は、改正後の三重県産業廃棄物税条例施行規則に基づいて提出されている申出書等とみなす。

3 この規則の施行の前日に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第七条関係）

$$A = B \div (B + C)$$

この算式において、A、B及びCはそれぞれ次の数値を表すものとする。

A 再生率

B 当該中間処理施設に搬入された産業廃棄物が当該中間処理施設で処分された後の有用な物（原材料、部品その他製品の全部若しくは一部として利用することができる物又はその可能性がある物をいう。）のうち、実績期間内において、当該中間処理施設の設置者が他人に売り渡し、又は自ら利用したものの重量

C 実績期間内に当該中間処理施設から排出された産業廃棄物の重量

備考 この表において「実績期間」とは、第七条第一項第一号に規定する申出に係る課税期間の初日から起算して二年前の日が属する課税期間（当該課税期間の初日において中間処理施設の使用が開始されていない場合にあつては、当該申出の日前一年間）をいう。

三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果（案）

令和4（2022）年1月

三重県総務部 三重県環境生活部廃棄物対策局

〒514-8570 津市広明町13番地

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16386017905.htm>

○三重県産業廃棄物税の制度に関すること

三重県総務部 税収確保課 TEL 059-224-2128

E-mail zeimu@pref.mie.lg.jp

○三重県の産業廃棄物に関すること

三重県環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課

TEL 059-224-3310

E-mail haikik@pref.mie.lg.jp